

第11章 対象事業の実施による影響の総合的な評価

本事業に係る環境影響評価結果の概要は、表 11-1 に示すとおりである。

環境影響評価の結果、全ての環境影響評価項目について、本事業による工事中及び供用時における周辺環境への影響は、環境の保全のための措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減が図られており、整合を図るべき基準等との整合も図られるものと評価する。

表 11-1 (1) 環境影響評価結果の概要

予測結果・評価の概要			
大気質	<p>【建設機械の稼働に伴う大気質への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>工事の実施にあたっては、以下の措置を講じることにより、周辺の大気質への影響の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設機械については、排出ガス対策型の使用に努める。 ・ 建設機械のアイドリングストップを徹底する。 ・ 建設機械の集中稼働をしないような工事計画とするよう努める。 ・ 建設機械の整備・点検を適切に実施する。 <p>したがって、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>建設機械からの最大付加濃度出現地点における将来予測濃度は、二酸化窒素が 0.045ppm（日平均値の年間 98%値）であり、整合を図るべき基準等を下回っている。したがって、整合を図るべき基準等との整合が図られているものと評価する。</p>		
	<p>建設機械の稼働に伴う大気質の評価</p>		
	項目	将来予測濃度	
	年平均値	日平均値	
二酸化窒素 (ppm)	0.02141	0.045	0.04ppm～0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下
<p>注 1：将来予測濃度は、建設機械からの最大付加濃度出現地点における予測結果を示す。</p> <p>注 2：日平均値は年間 98%値を示す。</p>			

表 11-1 (2) 環境影響評価結果の概要

		予測結果・評価の概要		
大 気 質	【資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響】			
	(1) 影響の回避・低減の観点			
	工事の実施にあたっては、以下の措置を講じることで、周辺の大気質への影響の低減に努める。			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資材運搬等の車両については、排出ガス規制適合車を使用する。 ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう計画的かつ効率的な運行管理に努める。 			
	したがって、資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。			
	(2) 基準、目標等との整合の観点			
	資材運搬等の車両の走行に伴う大気質の将来予測濃度は、二酸化窒素が 0.026～0.027ppm（日平均値の年間98%値）であり、整合を図るべき基準等を下回っている。			
	したがって、整合を図るべき基準等との整合が図られているものと評価する。			
	資材運搬等の車両の走行に伴う大気質の評価（二酸化窒素）			
	単位：ppm			
		将来予測濃度		整合を図るべき基準等
予測地点		年平均値	日平均値 (年間98%値)	
D1	入方向	0.010088	0.027	0.04～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下
	出方向	0.009890	0.027	
D2	入方向	0.009524	0.026	
	出方向	0.009472	0.026	
【施設の稼働に伴う大気質への影響】				
(1) 影響の回避・低減の観点				
供用時にあたっては、以下の措置を講じることで、周辺の大気質への影響の低減に努める。				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に規定する規制基準を遵守するとともに、自主規制値を設定し、モニタリングを実施する。 ・ 排出ガス処理施設を設置し、適正な運転・管理を行う。 ・ ガス量の変動ならびにダスト払い落とし時のばいじん量の変動に対しても、十分追従できる高性能のバグフィルターを使用する。 				

表 11-1 (3) 環境影響評価結果の概要

予測結果・評価の概要																																		
大気質	<ul style="list-style-type: none"> ・バグフィルター入口の煙道部に消石灰ならびに反応助剤を空気圧噴射することにより、排ガス中の塩化水素、硫酸化物を除去する。 ・バグフィルター入口の煙道に吹き込む活性炭により、排ガス中の水銀を低減する。 ・排ガス中のダイオキシン類は、炉内での発生を抑制した上で、バグフィルター入口の煙道部に吹き込んだ活性炭へ吸着させ、さらに反応助剤の添加によってバグフィルターで効率的に除去する。 <p>したがって、施設の稼働に伴う大気質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>長期平均濃度について、二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.026ppm、二酸化硫黄の日平均値の2%除外値は0.003ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は0.040mg/m³、水銀の年平均は0.004242μg/m³、ダイオキシン類の年平均値は0.012161pg-TEQ/m³、であり評価基準との整合性は図られている。</p> <p>また、短期平均濃度について、二酸化窒素は0.06032ppm、二酸化硫黄は0.01299ppm、浮遊粒子状物質は0.06650mg/m³、塩化水素は0.01249ppmであり評価基準との整合性は図られている。</p> <p>以上のことから施設の稼働に伴う大気質の評価基準との整合性は図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う大気質の評価結果（長期平均濃度）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>物質名</th> <th>予測結果（最大値）</th> <th>整合を図るべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.026</td> <td>日平均値の年間98%値が0.06以下</td> </tr> <tr> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.003</td> <td>日平均値の年間2%除外値が0.04以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.040</td> <td>日平均値の2%除外値が0.10以下</td> </tr> <tr> <td>水銀 (μg/m³)</td> <td>0.004242</td> <td>年平均値：0.04以下</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類 (pg-TEQ/m³)</td> <td>0.012161</td> <td>年平均値：0.6以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：予測結果の日平均値は二酸化硫黄、浮遊粒子状物質については日平均値の2%除外値、二酸化窒素については、日平均値の98%値に換算後の値である。ダイオキシン類、水銀については年平均値とする。</p> <p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う大気質の評価結果(短期平均濃度)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>物質名</th> <th>予測結果</th> <th>整合を図るべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.06032</td> <td>1時間値：0.1から0.2以下</td> </tr> <tr> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.01299</td> <td>1時間値：0.1以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.06650</td> <td>1時間値：0.20以下</td> </tr> <tr> <td>塩化水素 (ppm)</td> <td>0.01249</td> <td>1時間値：0.02以下</td> </tr> </tbody> </table>	物質名	予測結果（最大値）	整合を図るべき基準等	二酸化窒素 (ppm)	0.026	日平均値の年間98%値が0.06以下	二酸化硫黄 (ppm)	0.003	日平均値の年間2%除外値が0.04以下	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.040	日平均値の2%除外値が0.10以下	水銀 (μg/m ³)	0.004242	年平均値：0.04以下	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.012161	年平均値：0.6以下	物質名	予測結果	整合を図るべき基準等	二酸化窒素 (ppm)	0.06032	1時間値：0.1から0.2以下	二酸化硫黄 (ppm)	0.01299	1時間値：0.1以下	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.06650	1時間値：0.20以下	塩化水素 (ppm)	0.01249	1時間値：0.02以下
	物質名	予測結果（最大値）	整合を図るべき基準等																															
	二酸化窒素 (ppm)	0.026	日平均値の年間98%値が0.06以下																															
	二酸化硫黄 (ppm)	0.003	日平均値の年間2%除外値が0.04以下																															
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.040	日平均値の2%除外値が0.10以下																															
	水銀 (μg/m ³)	0.004242	年平均値：0.04以下																															
	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.012161	年平均値：0.6以下																															
	物質名	予測結果	整合を図るべき基準等																															
	二酸化窒素 (ppm)	0.06032	1時間値：0.1から0.2以下																															
	二酸化硫黄 (ppm)	0.01299	1時間値：0.1以下																															
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.06650	1時間値：0.20以下																																
塩化水素 (ppm)	0.01249	1時間値：0.02以下																																

表 11-1 (4) 環境影響評価結果の概要

予測結果・評価の概要							
騒音・低周波音	<p>【建設機械の稼働に伴う騒音】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>工事の実施にあたっては、以下の措置を講じることで、騒音の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械については、低騒音型の使用に努める。 ・建設機械のアイドルングストップを徹底する。 ・建設機械の集中稼働をしないような工事計画とするよう努める。 ・建設機械の整備・点検を適切に実施する。 ・近隣への工事騒音の影響を軽減させるため、必要に応じて仮囲い等の設置を行う。 <p>したがって、建設機械の稼働に伴う騒音は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>敷地境界上最大値出現地点における建設作業騒音レベルは、68 デシベルであり、整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">建設機械の稼働に伴う騒音の評価（敷地境界）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測結果（デシベル）</th> <th>整合を図るべき基準等（デシベル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地境界上最大値出現地点</td> <td style="text-align: center;">68</td> <td style="text-align: center;">85</td> </tr> </tbody> </table> <p>【資材運搬等の車両の走行に伴う騒音】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>工事の実施にあたっては、以下の措置を講じることで、騒音の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬等の車両のアイドルングストップを徹底する。 ・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・資材運搬等の車両の整備・点検を適切に実施する。 <p>したがって、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。</p>	予測地点	予測結果（デシベル）	整合を図るべき基準等（デシベル）	敷地境界上最大値出現地点	68	85
	予測地点	予測結果（デシベル）	整合を図るべき基準等（デシベル）				
	敷地境界上最大値出現地点	68	85				

表 11-1 (5) 環境影響評価結果の概要

予測結果・評価の概要																																							
<p>【資材運搬等の車両の走行に伴う騒音】</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>資材運搬等の車両が走行する工事中の交通量による騒音レベルは、63 デシベル～65 デシベルであり、整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の評価 (L_{Aeq})</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">予測地点</th> <th rowspan="3"></th> <th colspan="3">予測結果 (L_{Aeq}) (デシベル)</th> <th rowspan="3">整合を図るべき基準等 (デシベル)</th> </tr> <tr> <th>現況交通量による等価騒音レベル</th> <th>資材運搬等の車両の走行に伴う増加量</th> <th>工事中交通量による等価騒音レベル</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>A + B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">D1</td> <td>入方向</td> <td>65 (64.9)</td> <td>0.0</td> <td>65 (64.9)</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>出方向※</td> <td>63 (62.6)</td> <td>0.1</td> <td>63 (62.7)</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">D1</td> <td>入方向</td> <td>64 (64.1)</td> <td>0.2</td> <td>64 (64.3)</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>出方向※</td> <td>64 (64.2)</td> <td>0.2</td> <td>64 (64.4)</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：現況交通量による等価騒音レベルは、各地点における平日の現地調査結果とした。 注2：方向欄の「※」は、道路交通騒音の現地調査を実施している方向を示す。 注3：現地調査を実施していない方向の現況交通量による等価騒音レベルは、現地調査結果を基に計算から求めた現況値である。 注4：等価騒音レベルは、昼間（6～22時）の等価騒音レベルである。</p>						予測地点		予測結果 (L _{Aeq}) (デシベル)			整合を図るべき基準等 (デシベル)	現況交通量による等価騒音レベル	資材運搬等の車両の走行に伴う増加量	工事中交通量による等価騒音レベル	A	B	A + B	D1	入方向	65 (64.9)	0.0	65 (64.9)	65	出方向※	63 (62.6)	0.1	63 (62.7)	65	D1	入方向	64 (64.1)	0.2	64 (64.3)	65	出方向※	64 (64.2)	0.2	64 (64.4)	65
予測地点		予測結果 (L _{Aeq}) (デシベル)			整合を図るべき基準等 (デシベル)																																		
		現況交通量による等価騒音レベル	資材運搬等の車両の走行に伴う増加量	工事中交通量による等価騒音レベル																																			
		A	B	A + B																																			
D1	入方向	65 (64.9)	0.0	65 (64.9)	65																																		
	出方向※	63 (62.6)	0.1	63 (62.7)	65																																		
D1	入方向	64 (64.1)	0.2	64 (64.3)	65																																		
	出方向※	64 (64.2)	0.2	64 (64.4)	65																																		
騒音・低周波音	<p>【施設の稼働に伴う騒音への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>施設の稼働にあたっては、以下の措置を講じることで、騒音の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備機器は実行可能な範囲で、低騒音型の機種を採用する。 ・各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。 ・「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に規定する規制基準を遵守するとともに、モニタリングを実施する。 ・著しい騒音が発生する機器は、内壁に吸音材を施工する等、防音対策を施した室内に設置する。また、必要に応じて防音カバー等を設置する。 <p>したがって、施設の稼働に伴う騒音は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。</p>																																						
	<p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>施設の稼働に伴う騒音の影響に関する予測結果は、現地調査結果と同等又はそれ以下となった。現地調査結果は、規制基準（整合を図るべき基準）を満たしていた。</p> <p>以上より、整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。</p>																																						

表 11-1(6) 環境影響評価結果の概要

予測結果・評価の概要							
騒音・低周波音	<p>【施設の稼働に伴う低周波音】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>施設の稼働にあたっては、以下の措置を講じることで、低周波音の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各設備機器の堅固な取り付け、適正な維持・管理を行い、低周波音の発生防止に努める。 <p>したがって、施設の稼働に伴う低周波音は、実行可能な範囲内でできる限り低減されているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>施設の稼働に伴う低周波音の影響に関する予測結果は、現地調査結果と同等又はそれ以下となった。現地調査結果は、低周波音の感覚閾値・心理的影響・物理的影響の指標（整合を図るべき基準）を満たしていた。</p> <p>以上より、整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。</p>						
振動	<p>【建設機械の稼働に伴う振動】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>工事の実施にあたっては、以下の措置を講じることで、振動の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械については、低振動型の使用に努める。 ・建設機械のアイドリングストップを徹底する。 ・建設機械の集中稼働をしないような工事計画とするよう努める。 ・建設機械の整備・点検を適切に実施する。 <p>したがって、建設機械の稼働に伴う振動は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>敷地境界最大値出現地点における建設作業振動レベルは、59 デシベルであり、整合を図るべき基準等を満足している。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">建設機械の稼働に伴う振動の評価（敷地境界）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測結果（デシベル）</th> <th>整合を図るべき基準等（デシベル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地境界上 最大値出現地点</td> <td style="text-align: center;">59</td> <td style="text-align: center;">75</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	予測結果（デシベル）	整合を図るべき基準等（デシベル）	敷地境界上 最大値出現地点	59	75
予測地点	予測結果（デシベル）	整合を図るべき基準等（デシベル）					
敷地境界上 最大値出現地点	59	75					

表 11-1 (7) 環境影響評価結果の概要

		予測結果・評価の概要					
振動	【資材運搬等の車両の走行に伴う振動】						
	(1) 影響の回避・低減の観点						
	工事の実施にあたっては、以下の措置を講じることで、振動の低減に努める。						
	<ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 ・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・資材運搬等の車両の整備・点検を適切に実施する。 						
	したがって、資材運搬等の車両の走行に伴う振動は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。						
	(2) 基準、目標等との整合の観点						
	資材運搬等の車両の走行に伴う振動レベルは、全ての予測地点において、整合を図るべき基準等を満足している。						
	したがって、整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。						
	資材運搬等の車両の走行に伴う振動の評価 (L₁₀)						
			予測結果 (L ₁₀) (デシベル)				
予測地点		時間区分	予測時間帯	現況交通量による振動レベル	資材運搬等の車両の走行に伴う増加量	工事中交通量による振動レベル	
				A	B	A + B	
D1	入方向	昼間	11時台	47 (46.7)	0.2	47 (46.9)	65
	出方向※			45 (44.7)	0.2	45 (44.9)	65
	入方向	夜間	7時台	47 (46.7)	0.1	47 (46.8)	60
	出方向※			45 (44.7)	0.1	45 (44.8)	60
D2	入方向	昼間	10時台	39 (39.4)	0.3	40 (39.7)	65
	出方向※			39 (39.4)	0.3	40 (39.7)	65
	入方向	夜間	7時台	35 (35.1)	0.5	36 (35.6)	60
	出方向※			35 (35.1)	0.5	36 (35.6)	60
注1：時間区分：昼間8時～19時、夜間19時～8時							
注2：予測時間帯は、各時間区分で資材運搬等の車両の走行時の振動レベルが最大となる時間帯とした。							
注3：方向欄の「※」は、道路交通振動の現地調査を実施している方向を示す。							
注4：現地調査を実施していない方向の現況交通量による振動レベルは、現地調査結果を基に計算から求めた現況値である。							

表 11-1 (8) 環境影響評価結果の概要

予測結果・評価の概要	
振 動	<p>【施設の稼働に伴う振動】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>施設の稼働にあたっては、以下の措置を講じることで、振動の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備機器は実行可能な範囲で、低振動型の機種を採用する。 ・特に振動の発生が想定される設備機器は、振動の伝播を防止する装置等を設置する。 ・各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。 ・「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に規定する規制基準を遵守するとともに、モニタリングを実施する。 <p>したがって、施設の稼働に伴う振動は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>施設の稼働に伴う振動の影響の予測結果は、現地調査結果（昼間 25 デシベル未満～31 デシベル、夜間 25 デシベル未満～30 デシベル）と同等又はそれ以下となった。現地調査結果は、規制基準（整合を図るべき基準）を満たしていた。</p> <p>以上より、整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。</p>
悪 臭	<p>【施設の稼働に伴う悪臭】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>施設の稼働にあたっては、以下の措置を講じることで、悪臭の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臭気が発生しやすい場所は密閉構造とし、内部を負圧にし、臭気の漏えいを防ぐ。 ・プラットホーム出入扉にはエアカーテンを設置する。 ・プラットホーム及び敷地内道路は定期的に清掃するとともに、必要に応じてプラットホーム及びごみピット内への消臭剤散布により悪臭防止に努める。 <p>したがって、施設の稼働に伴う悪臭は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>煙突からの排ガスによる予測結果及び施設の稼働に伴う悪臭の漏洩の予測結果は、いずれも臭気指数 10 未満であった。</p> <p>臭気指数 10 は、臭気強度 2.5 相当であり、臭気強度 2.5 は、特定悪臭物質の規制基準（A 区域）相当である。</p> <p>※臭気強度と臭気指数の関係は「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に基づくものとする。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。</p>

表 11-1 (9) 環境影響評価結果の概要

予測結果・評価の概要	
水質	<p>【施設の稼働に伴う水質への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>施設の稼働にあたっては、以下の措置を講じることで、水質への影響の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働に伴う排水は、「水質汚濁防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」において規定される排水基準を遵守するとともに、モニタリングを実施する。 <p>したがって、施設の稼働に伴う水質への影響は、実行可能な範囲でできる限り低減が図られていると評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>予測結果より、施設の稼働に伴い発生する排水は、現況と同程度が維持されると予測された。排水先である新方川の現地調査結果は、ダイオキシン類を除き環境基準を下回っていることや、ダイオキシン類においても、対象施設からの排水濃度は排水基準値及び環境基準値を大きく下回ることから、現況を悪化させるものではないため、いずれも整合を図るべき基準等を満足すると考えられる。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られているものと評価する。</p> <p>【施設の稼働に伴う底質への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>施設の稼働にあたっては、以下の措置を講じることで、底質への影響の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働に伴う排水は、「水質汚濁防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」において規定される排水基準を遵守するとともに、モニタリングを実施する。 <p>したがって、施設の稼働に伴う底質への影響は、実行可能な範囲でできる限り低減が図られていると評価する。</p>

表 11-1 (10) 環境影響評価結果の概要

予測結果・評価の概要	
土 壌	<p>【施設の稼働に伴う土壌への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>供用時にあたっては、以下の措置を講じることで、施設の稼働に伴う土壌への影響の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働に伴い発生する排ガスは、「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「埼玉県生活環境保全条例」において規定される規制基準を遵守する。 ・排ガス処理設備を適切に運転・管理を行うことで、排ガス中の大気汚染物質の捕集、除去を行い土壌への沈降、蓄積による汚染の防止に努める。 ・灰等の車両への積込みは、場外に飛散させないために施設建屋内で行う。 ・灰等の運搬にあたっては、飛散や流出防止対策を施した運搬車両を使用する。 <p>したがって、施設の稼働に伴う土壌への影響は、実行可能な範囲でできる限り低減が図られていると評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>現況の土壌状況は整合を図るべき基準等の値を下回っており、予測結果より、土壌中の現況濃度を著しく悪化させるものではないと考えられることから、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られていると評価する。</p>

表 11-1(11) 環境影響評価結果の概要

予測結果・評価の概要	
動物	<p>【工事の実施による動物への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>工事の実施にあたっては、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行に伴う保全すべき種の生息環境の質的变化が生じる可能性がある。このため、以下の措置を講じることで、保全すべき種への影響の低減に努める。</p> <p>【事業計画上で実施する環境保全措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械については、低騒音型・低振動型の使用に努める。 ・建設機械のアイドリングストップを徹底する。 ・建設機械の集中稼働をしないような工事計画とするよう努める。 ・建設機械の整備・点検を適切に実施する。 ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 ・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・資材運搬等の車両の整備・点検を適切に実施する。 <p>一方、計画地内で繁殖が確認されたハヤブサについては、上記の措置のみでは影響を十分に低減することが困難であると予測された。このため、本種に対しては以下の追加措置を講じることで、さらなる影響の低減に努める。</p> <p>【予測結果から追加で実施する環境保全措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハヤブサの営巣地近辺に仮設の足場を設置する場合は、一時的に本種の営巣地への出入りが困難になる可能性があるため、当該作業を本種の非繁殖期に実施する。 ・ハヤブサの繁殖期（2月～6月）において、工事開始時に段階的に稼働時間を増やす等のコンディショニングを実施する。 <p>以上により、工事の実施による動物（猛禽類）への影響は、事業者により実行可能な範囲内で、できる限り低減されていると評価する。</p> <p>【施設の稼働による動物への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>施設の稼働にあたっては、本事業における排水計画が既存の第一工場と同様の計画であることから、供用時における放流先の水環境は現況と同程度に維持されると予測される。また、保全すべき種であるジュズカケハゼを含む魚類及び底生動物への影響については、以下の措置を講じることで、影響の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働に伴う排水は、「水質汚濁防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」において規定される排水基準を遵守するとともに、モニタリングを実施する。 <p>以上により、施設の稼働による動物（魚類・底生動物）への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。</p>

表 11-1(12) 環境影響評価結果の概要

予測結果・評価の概要	
廃棄物等	<p>【造成等の工事に伴う廃棄物の影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>造成等の工事に伴う廃棄物について、以下の措置を講じることで排出抑制に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴い発生する廃棄物は、発生抑制、再利用、再資源化を促進する。 ・再利用・再資源化できない廃棄物は、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施する。 ・既存施設の改修工事において、新たに特別管理産業廃棄物（飛散性アスベスト・PCB等）が発生された場合は、適切に処理・処分するとともに、その事実をマニフェストにて確認する。 <p>したがって、造成等の工事に伴う廃棄物は、実行可能な範囲内でできる限り排出抑制がなされているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>本事業では、廃棄物の発生抑制、再資源化を推進し、再利用・再資源化が困難なものについては関係法令等を遵守して、適切な処理・処分を行うことから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月法律第137号）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月法律第104号）における事業者の責務、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月法律第104号）における建設業を営む者の責務できると考える。</p> <p>以上より、造成等の工事に伴う廃棄物の影響は、整合を図るべき目標等との整合が図られていると評価する。</p>
	<p>【施設の稼働に伴う廃棄物の影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>施設の稼働に伴う廃棄物等について、以下の措置を講じることで排出抑制に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令等を遵守し、適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化の向上に努める。 <p>したがって、施設の稼働に伴う廃棄物、実行可能な範囲内でできる限り排出抑制がなされているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>本事業では、関係法令等を遵守し、適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化の向上に努めることから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月法律第137号）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年、法律第48号）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月法律第104号）における事業者の責務等を遵守できると考える。</p> <p>以上より、施設の稼働に伴う廃棄物等の影響の予測結果は、整合を図るべき目標等との整合が図られていると評価する。</p>

表 11-1 (13) 環境影響評価結果の概要

予測結果・評価の概要	
温室効果ガス等	<p>【建設機械の稼働に伴う温室効果ガス等の影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>建設機械の稼働に伴う温室効果ガス等について、以下の措置を講じることで排出抑制に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械のアイドリングストップを徹底する。 ・建設機械は、計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械は、低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械の使用に努める。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。 <p>したがって、建設機械の稼働に伴う温室効果ガス等の排出抑制は、実行可能な範囲内のできる限りなされているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>本事業においては、建設機械のアイドリングストップを徹底することにより、建設機械の稼働に伴う二酸化炭素の排出量を削減するとともに、その他の環境保全措置の実施により、実行可能な範囲内のできる限り排出抑制に努める。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準等である「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)における事業者の責務、「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日、閣議決定)における省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進、「越谷市環境管理計画(2021～2030年度)」(令和3年4月)における「基本目標Ⅰ 脱炭素社会の構築」との整合が図られていると評価する。</p>
	<p>【資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス等の影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス等について、以下の措置を講じることで排出抑制に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運用計画を検討し、搬出入が集中しないよう努める。 ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 ・資材運搬等の車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要な空ふかしは行わないよう徹底する。 ・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。 <p>したがって、資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス等の排出抑制は、実行可能な範囲内のできる限りなされているものと評価する。</p>

表 11-1(14) 環境影響評価結果の概要

予測結果・評価の概要	
温室効果ガス等	<p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>本事業においては、資材運搬等の車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要な空ふかしは行わないよう徹底すること等により、資材運搬等の車両の走行に伴う二酸化炭素の排出量を削減するとともに、その他の環境保全措置の実施により、実行可能な範囲内でできる限り排出抑制に努める。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準等である「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)における事業者の責務、「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)改正版」(令和5年3月、埼玉県)の運輸・物流の低炭素化、「環境行動計画」(令和4年3月、吉川市)における事業者に期待する取組みとの整合が図られていると評価する。</p> <p>【施設の稼働に伴う温室効果ガス等の影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>施設の稼働に伴う温室効果ガス等について、以下の措置を講じることで排出抑制に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種法令、ガイドライン等に基づき適正に対策を施し、温室効果ガスの削減に努める。 ・廃棄物焼却の熱を利用した高効率の発電を行い、発電した電力は施設で利用し、余剰電力は売電することで、二酸化炭素の削減を図る。 ・ごみ焼却により発生した熱は、タービンから抽気された蒸気で熱交換器により温水をつくり、周辺施設に熱供給する。 <p>したがって、施設の稼働に伴う温室効果ガス等の排出抑制は、実行可能な範囲内でできる限りなされているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>本事業においては、各種法令、ガイドライン等に基づき適正に対策を施し、温室効果ガスの削減に努める等の実施により、施設の稼働に伴う二酸化炭素の排出量を削減するとともに、その他の環境保全措置の実施により、実行可能な範囲内でできる限り排出抑制に努める。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準等である「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年、法律第117号)における事業者の責務、「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日、閣議決定)における省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進、「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)改正版」(令和5年3月、埼玉県)における部門別の削減見込み及び緑地の創出、「越谷市環境管理計画(2021~2030年度)」(令和4年3月)における基本目標I 脱炭素社会の構築との整合が図られていると評価する。</p>

表 11-1(15) 環境影響評価結果の概要

予測結果・評価の概要	
温室効果ガス等	<p>【自動車交通の発生に伴う温室効果ガス等の影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>自動車交通の発生に伴う温室効果ガス等の影響について、以下の措置を講じることで周辺環境への影響の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物等運搬車両の計画的かつ効率的な運用計画を検討し、搬出入が集中しないよう努める。 ・ 廃棄物等運搬車両のアイドリングストップを徹底する。 ・ 廃棄物等運搬車両の走行時には、交通法規を遵守し、不必要な空ふかしは行わないよう徹底する。 ・ 廃棄物等運搬車両の整備、点検を徹底する。 <p>したがって、自動車交通の発生に伴う温室効果ガス等の排出抑制は、実行可能な範囲内のできる限りなされているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>本事業においては、廃棄物等運搬車両の計画的かつ効率的な運用計画を検討し、搬出入が集中しないよう努めること等の実施により、廃棄物等運搬車両の走行に伴う二酸化炭素の排出量を削減するとともに、その他の環境保全措置の実施により、実行可能な範囲内のできる限り排出抑制に努める。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準等である「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年、法律第 117 号）における事業者の責務、「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第 2 期）改正版」（令和 5 年 3 月、埼玉県）における部門別の削減見込み、電動車、低燃費車の普及促進及び運輸・物流の低炭素化、「環境行動計画」（令和 4 年 3 月、吉川市）における事業者に期待する取組みとの整合が図られていると評価する。</p>